

水道事業経営審議会の概要と 今後の審議事項

- 1 水道事業経営審議会の概要について
- 2 水道事業経営審議会の審議内容の経過について
- 3 経営審議会の今後の審議内容について



令和2年(2020年)10月28日 (水)
第13次水道事業経営審議会 第1回

設置根拠

執行機関の附属機関に関する条例

第2条 法律若しくは…（略）…、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(別表)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	吹田市水道事業経営審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事務



吹田市水道事業経営審議会規則 第2条 (任務)

市長の^{しもん}諮問に^{しもん}応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、^{とうしん}答申する。

水道事業経営に関する事項について市長に意見を述べることができる。



任期は **2年間**

令和2年10月1日～令和4年9月30日

開催回数

年 3～4回 程度

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、変動する可能性があります。

委員報酬

日額 8,400円

審議の公開について

吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針

審議会等の会議は原則として公開することが定められています。

傍聴者

定員 6名

議事録

会議後、議事要旨を作成し、**ホームページ**に掲載

(発言者の個人名は記載しません)

第9次 平成24年7月～平成26年6月

諮問

今後の水道事業
料金のあり方について

答申

必要な事業を計画的に推進することが求められる。そのための財源としては、効率的な事業経営を行うことを前提に、**水道料金の見直しを行い、受益者に応分の負担をしていただくことが必要である。**

水道部の対応

平成28年4月から

・料金改定

(10%の値上げ)

・用途別から 口径別料金 体系 への変更

第10次 平成26年7月～平成28年6月

主な審議内容

- ・建設改良費とその財源について
- ・水道料金の改定について
- ・地下水等利用専用水道に係る水道条例の改正について

第11次 平成28年7月～平成30年6月

諮問

水道事業の新たな基本計画について

答申

- ・安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備
- ・吹田の特性を活かす事業運営
- ・持続可能な水道事業の経営

水道部の対応

新たな基本計画
「すいすいビジョン2029」
を令和元年9月に策定



第12次 平成30年7月～令和2年9月

主な審議内容

- ・水道事業の新たな基本計画（案）について
- ・水道事業の経営状況と適正な料金水準について

料金改定
を実施

(15.2%の値上げ)

令和2年
(2020年)
4月から



フューチャー・デザイン

将来世代の視点から今何をすべきかを考え、形にしていこう。

フューチャー・デザインを取り入れた
これからの水道事業の描き方。



地下水利用専用水道

自ら井戸を掘り、くみ上げた地下水を原水とする自家用の水道のこと。

水道事業経営に大きな影響を与えている
「地下水利用専用水道」への対応。

ふいきいちすいどう

府域一水道に向けた これからの水道事業

府域一水道・・・府内にある43の
水道事業者がひとつの
水道事業者となること。

府域一水道に向けた取組や進捗状況、広域連携の報告。

